

○平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例

昭和 40 年 3 月 31 日

条例第 13 号

最終改正 令和 5 年 9 月 20 日条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設(以下「体育施設等」という。)の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市は、体育の普及振興を図り、もつて市民の心身の健全な発達に寄与するため、体育施設等を設置する。

2 体育施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
平塚市立王御住運動広場	平塚市岡崎 3, 269 番地の 63
土沢野球場	平塚市上吉沢 1, 689 番地の 1
土沢多目的広場	平塚市上吉沢 1, 689 番地の 1
平塚市立軟式庭球場	平塚市田村九丁目 25 番 1 号
平塚市立桃浜町庭球場	平塚市桃浜町 34 番 18 号
湘南ひらつかパークゴルフ場	平塚市上吉沢 1, 579 番地の 1
大神スポーツ広場	平塚市大神四丁目 20 番 16 号
江陽中学校運動場夜間照明施設	平塚市浅間町 8 番 1 号
太洋中学校運動場夜間照明施設	平塚市高浜台 7 番 1 号
浜岳中学校運動場夜間照明施設	平塚市龍城ヶ丘 4 番 26 号
金目中学校運動場夜間照明施設	平塚市南金目 1, 013 番地の 2
大住中学校運動場夜間照明施設	平塚市城所 649 番地
旭小学校運動場夜間照明施設	平塚市河内 307 番地
真土小学校運動場夜間照明施設	平塚市西真土四丁目 3 番 1 号
横内小学校運動場夜間照明施設	平塚市横内 2, 687 番地
八幡小学校運動場夜間照明施設	平塚市東八幡三丁目 8 番 1 号

(利用承認)

第 3 条 体育施設等を利用しようとする者は、教育委員会に申し込み、その承認を受けなければならない。

(利用制限)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、体育施設等の利用を承認してはならない。

(1) 善良な風俗その他公の秩序を害するおそれがあると認められるもの

- (2) 営利又は宣伝を目的とするもの
- (3) 体育施設等及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるもの
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるもの
- (5) 管理上支障があると認められるもの
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、その利用が不適當と認められるもの

(利用条件)

第5条 教育委員会は、第3条の規定により体育施設等の利用を承認する場合において管理上特別な条件を付けることができる。

(利用期間)

第6条 体育施設等の利用期間は、引き続き5日を超えることができない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用時間の延長制限)

第7条 利用開始後の利用時間の延長は、これを認めない。ただし、学校運動場夜間照明施設以外の施設については、他に支障のない場合に限り教育委員会は、これを承認することができる。

(承認目的以外の利用禁止)

第8条 第3条の規定により体育施設等の利用の承認を受けた者は、その利用承認に係る利用目的以外に利用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、その利用条件を変更し、利用承認を取り消し、又はその利用を停止することができる。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第5条の規定に基づく利用条件に違反したとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 災害その他やむを得ない理由により本市において緊急の必要を生じたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこれに基づく規則の規定による申込み又は届出等に虚偽又は不正があつたとき。

(入場制限等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、体育施設等への入場を拒否し、若しくは退場を命じ、又は利用を制限することができる。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 次条の規定に違反した者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第11条 利用者及びその補助者並びに利用者の利用目的に応じて入場した者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された利用目的以外に体育施設等及び附属設備その他器具等を利用しないこと。
- (2) 許可なく附属設備その他器具等を当該施設外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。
- (4) 許可なく体育施設等及び附属設備に貼紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (5) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

- (6) 許可なく物品の販売をし、又は金品の寄附募集行為をしないこと。
- (7) 係員の指示に従うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理上又は運営上不適当な行為をしないこと。

(特別設備の設置等)

第 12 条 体育施設等の利用に当たっては、特別の設備を設け、又は既存の設備に変更を加えることができない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第 13 条 利用者は、前条ただし書の規定により特別の設備を設け、又は既存の設備に変更を加えた場合には、利用後、直ちに原状に復さなければならない。第 9 条(同条第 4 号による場合を除く。)の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止された場合も、また同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しない場合には、教育委員会が利用者に代わってこれを執行する。この場合においてこれに要した費用は、利用者の負担とする。

(利用者の損害賠償義務)

第 14 条 利用中に体育施設等及び附属設備その他器具等に破損又は滅失を生じたときは、何人の行為によるを問わず、利用者は、教育委員会の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料の納付)

第 15 条 体育施設等(土沢多目的広場を除く。次条において同じ。)の利用については、使用料を徴収する。

2 使用料の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定めるとおりとする。

3 使用料は、利用承認を受けるときに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 16 条 公用又は公益のために体育施設等を利用する場合において教育委員会が特に認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 17 条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなつたとき。

(2) 第 9 条(同条第 4 号による場合を除く。)の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止したとき。

(3) 利用期日前 10 日までに利用の取消しを届け出て、教育委員会が正当な理由があると認めたとき。

2 第 9 条第 4 号に該当する場合に同条の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止したときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会は、既納の使用料を還付しなければならない。

(管理上の入室等)

第 18 条 利用者は、係員が管理上の必要により入室又は入場を要求した場合には、これを拒むことができない。

(指定管理者による管理)

第 19 条 教育委員会は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、体育施設等の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 体育施設等の利用の承認等に関する業務
- (2) 体育施設等の維持管理に関する業務
- (3) その他教育委員会が定める業務

2 前項の場合における第 3 条から第 7 条まで、第 9 条及び第 10 条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定等)

第 20 条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募しないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に体育施設等の管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 体育施設等の利用に関し、住民の平等な利用が確保できるものであること。
- (2) 体育施設等の管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 体育施設等の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 21 条 指定管理者は、次に掲げる基準により、適正に体育施設等の管理を行わなければならない。

- (1) 法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則を遵守すること。
- (2) 体育施設等の管理に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しないこと。
- (3) 体育施設等の管理に関し知り得た利用者等の個人情報適切に取り扱うこと。

(指定管理者の告示)

第 22 条 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又は指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(委任)

第 23 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平塚市立見附台体育館使用に関する暫定条例(昭和 30 年条例第 1 号)は、廃止する。
- 3 この条例の施行前に平塚市立見附台体育館使用に関する暫定条例の規定により許可を受けた体育館の使用については、なお従前の例による。

付 則(昭和 40 年 6 月 23 日条例第 21 号)抄

この条例は、昭和 40 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 40 年 10 月 1 日条例第 26 号)

この条例は、昭和 40 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 45 年 6 月 20 日条例第 30 号)

この条例は、昭和 45 年 9 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 48 年 3 月 26 日条例第 22 号)

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 51 年 3 月 26 日条例第 19 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の平塚市体育施設の設置および管理等に関する条例別表の規定は、昭和 51 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(昭和 51 年 6 月 28 日条例第 32 号)

この条例は、昭和 51 年 9 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 52 年 3 月 26 日条例第 18 号)

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 54 年 3 月 28 日条例第 10 号)

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 56 年 3 月 26 日条例第 19 号)

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 56 年 6 月 27 日条例第 27 号)

この条例は、昭和 56 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 10 月 1 日条例第 18 号)

この条例は、昭和 58 年 10 月 11 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 6 月 26 日条例第 13 号)

この条例は、昭和 60 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 31 日条例第 12 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例別表第 1 から別表第 3 までの規定は、昭和 61 年 5 月 1 日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和 63 年 3 月 31 日条例第 18 号)

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 31 日条例第 9 号)

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 3 月 22 日条例第 8 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 2 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 6 月 23 日条例第 8 号)

この条例は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 28 日条例第 8 号)

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定中軟式庭球場及び桃浜町庭球場に関する使用料は、平成6年5月1日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月20日条例第9号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年12月19日条例第30号)

- 1 この条例は、平成9年3月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、平成9年4月1日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月25日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第8号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月20日条例第19号)

この条例は、平成14年2月4日から施行する。

附 則(平成14年3月22日条例第7号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月24日条例第11号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月22日条例第29号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第2項の表の改正規定(「平塚市桃浜町34番街区」を「平塚市桃浜町34番18号」に改める部分に限る。) 公布の日

- (2) 第2条第2項の表の改正規定(「平塚市田村6,762番地」を「平塚市田村九丁目25番1号」に改める部分に限る。) 平成16年2月16日

附 則(平成16年6月29日条例第15号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年6月30日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月27日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例(以下「新条例」という。)第19条の規定により体育施設等の管理を指定管理者に行わせる日前に、教育委員会の利用の承認を受けている者は、当該日に指定管理者の利用の承認を受けたものとみなす。

(準備行為)

- 3 新条例第 20 条及び第 22 条の規定による指定管理者の指定の手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日条例第 14 号)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた利用承認(利用期日が平成 21 年 4 月 10 日までの日に係るものに限る。)の取消しの届出に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 6 月 29 日条例第 19 号)

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 21 日条例第 31 号)

- 1 この条例は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 12 月 20 日条例第 26 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 28 日条例第 24 号)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例の規定に基づく大神スポーツ広場の利用のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成 28 年 3 月 17 日条例第 20 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 9 月 20 日条例第 22 号)

この条例は、令和 5 年 10 月 16 日から施行する。

別表第 1(第 15 条関係)

屋外体育施設使用料

区分	使用料				摘要	
王御住運動広場	1 時間 300 円				平塚市民及び平塚体育協会所属会員以外の者が利用する場合は、左の額の倍額を徴収する。	
土沢野球場	1 時間 1,000 円					
軟式庭球場	1 時間 1 コート 250 円					
桃浜町庭球場	1 時間 1 コート 600 円					
湘南ひらつか パークゴルフ場	個人	大人	65 歳以上	1 回につき 200 円	1 1 回とは、18 ホールの利用をいい、18 ホールに満たない場合であつても、18 ホール利用したものとみなす。 2 小人とは、中学生以下の者(これに準ずる者を含む。)をいう。	
				1 日につき 500 円		
			65 歳未満	1 回につき 400 円		
				1 日につき 500 円		
		小人	1 回につき 200 円			
			1 日につき 250 円			
		団体(8 人以上)	大人	1 人 1 回につき 200 円		
			小人	1 人 1 回につき 100 円		
大神スポーツ広場	1 時間 250 円				平塚市民及び平塚体育協会所属会員以外の者が利用する場合は、左の額の倍額を徴収する。	

備考 超過利用時間については、規定使用料の 2 割相当額を加算する。

別表第2(第15条関係)

学校運動場夜間照明施設使用料

区分	使用料	摘要
江陽中学校運動場夜間照明施設	1回 3,000 円	1回の利用時間は、2時間30分とする。
太洋中学校運動場夜間照明施設	1回 3,000 円	1回の利用時間は、2時間30分とする。
浜岳中学校運動場夜間照明施設	1回 3,000 円	1回の利用時間は、2時間30分とする。
金目中学校運動場夜間照明施設	1回 3,000 円	1回の利用時間は、2時間30分とする。
大住中学校運動場夜間照明施設	1回 3,000 円	1回の利用時間は、2時間30分とする。
旭小学校運動場夜間照明施設	1回 3,000 円	1回の利用時間は、2時間30分とする。
真土小学校運動場夜間照明施設	1回 3,000 円	1回の利用時間は、2時間30分とする。
横内小学校運動場夜間照明施設	1回 3,000 円	1回の利用時間は、2時間30分とする。
八幡小学校運動場夜間照明施設	1回 3,000 円	1回の利用時間は、2時間30分とする。

○平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則

昭和 40 年 3 月 31 日

教委規則第 4 号

最終改正 令和 6 年 2 月 22 日教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例(昭和 40 年条例第 13 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用期間等)

第 2 条 体育施設の供用期間及び供用時間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、供用期間及び供用時間を変更することができる。

2 学校運動場夜間照明施設の供用期間及び供用時間は、教育委員会が別に定める。

第 3 条 削除

(利用の申込み)

第 4 条 条例第 3 条の規定により体育施設等の利用の承認(以下「利用承認」という。)を受けようとする者は、別表第 2 に定める申込期間内に体育施設等利用申込書(第 1 号様式)により(湘南ひらつかパークゴルフ場の利用承認を受けようとする者にあつては利用の当日に口頭により)教育委員会に申込みをしなければならない。ただし、緊急の必要による場合その他教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用承認)

第 5 条 教育委員会は、利用承認をするときは、体育施設等利用承認書(第 2 号様式)(湘南ひらつかパークゴルフ場の利用の申込みを受けたときにあつては湘南ひらつかパークゴルフ場利用券(第 2 号様式の 2))を交付する。

(利用取消届)

第 6 条 利用者は、体育施設等(湘南ひらつかパークゴルフ場を除く。第 8 条第 1 項及び第 11 条において同じ。)の利用を取り消そうとするときは、遅滞なく体育施設等利用取消届(第 1 号様式)に前条の規定により交付された承認書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届け書の提出を受けたときは、その取消理由を検討し、正当な理由があると認めるものには、使用料の還付等について決定し、体育施設等利用取消承認書(第 2 号様式)を交付する。

(利用の取消し及び停止の通知)

第 7 条 教育委員会は、条例第 9 条の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止する場合は、体育施設等利用承認取消・停止通知書(第 3 号様式)を直ちに交付する。

(特別の設備)

第 8 条 体育施設等を利用する場合において特別の設備を設け、又は既存の設備を変更しようとする者は、その設置又は変更の内容を記載した仕様書を第 4 条の申込書に添えなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による仕様書の添付があつたときは、その設置又は変更の目的及び内容を検討し、その適否を決定し、その旨を第 5 条の承認書に記載するものとする。

(利用時間の延長)

第 9 条 条例第 7 条ただし書の規定により、利用時間の延長の承認を受けようとする者は、体育施設利用時間延長申込書(第 1 号様式)に第 5 条の規定により交付された承認書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申込書の提出を受けた場合において他に支障がないと認めるときは、体育施設利用時間延長承認書(第2号様式)を交付する。
- 3 教育委員会は、利用時間の延長を承認した場合には、延長利用時間に対して延長使用料を直ちに徴収する。この場合において、延長利用時間が1時間に満たないときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

(破損・滅失届)

第10条 利用者及びその補助者並びに入場者は、体育施設等及び附属設備その他器具等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。

(利用後の点検)

第11条 利用者は、体育施設等の利用を終了したときは、直ちに係員にその旨を告げ、必要によりその点検を受けなければならない。

(使用料の減免)

第12条 条例第16条の規定による使用料の減額又は免除は、次に定めるところによる。

- (1) 本市が直接利用するとき。 免除
 - (2) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が体育目的のために利用するとき。 免除
 - (3) 神奈川県教育委員会が体育行事のために利用するとき。 免除
 - (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に基づき療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が湘南ひらつかパークゴルフ場を利用するとき。 免除
 - (5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者が湘南ひらつかパークゴルフ場を利用するとき。 免除
 - (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が湘南ひらつかパークゴルフ場を利用するとき。 免除
 - (7) 市内各種体育協会が主催して大会のために利用するとき。 5割減額
 - (8) 本市が後援して行う体育行事等のために利用するとき。 5割減額
 - (9) 本市が他の市町と締結した公共施設の相互利用に関する協定に定める利用者が、その協定に定める体育施設を利用するとき。 5割減額
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の減免申請)

第13条 使用料の減額又は免除を受けようとする者(湘南ひらつかパークゴルフ場を利用しようとする者を除く。)は、第4条の申込書に減額又は免除の理由を記載し、必要に応じて当該理由を証する書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者(湘南ひらつかパークゴルフ場を利用しようとする者に限る。)は、減額又は免除の理由を記載した書類に必要に応じて当該理由を証する書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。ただし、前条第1項第4号から第6号までの規定により使用料の免除を受けようとする者は、療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示をもって、当該申請に代えることができる。

(使用料の還付)

第14条 教育委員会は、第6条第2項の規定により承認書を交付し、又は第7条の規定により通知書を交付したときは、使用料の還付について必要な手続を執るものとする。

(指定管理者の公募の公表)

第15条 教育委員会は、指定管理者を公募するときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 指定管理者を公募する体育施設等の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の基準及び期間
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) その他必要な事項

(指定管理者の指定の申請)

第16条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書(第4号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為その他これらに準ずる書類及び法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 教育委員会が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書及び収支決算書
- (4) 管理を行う体育施設等に関する業務の収支予算書
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

(協定の締結)

第17条 指定管理者の指定を受けたものは、教育委員会と体育施設等の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用の承認及び取消しに関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって保有する個人情報に関する事項
- (5) 管理業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) その他教育委員会が必要と認める事項

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用)

第18条 条例第19条第1項の規定により、指定管理者に体育施設等の管理に関する業務を行わせる場合における第4条から第9条まで、第13条及び第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条	第1号様式	第1号様式に準じて別に定める様式
	教育委員会	指定管理者
第5条	教育委員会	指定管理者
	第2号様式	第2号様式に準じて別に定める様式

第 6 条第 1 項	第 1 号様式	第 1 号様式に準じて別に定める様式
	教育委員会	指定管理者
第 6 条第 2 項	教育委員会	指定管理者
	使用料の還付等について決定し、 体育施設等利用取消承認書(第 2 号 様式)	体育施設等利用取消承認書(第 2 号様式に準 じて別に定める様式)
第 7 条	教育委員会	指定管理者
	第 3 号様式	第 3 号様式に準じて別に定める様式
第 8 条第 1 項	第 4 条の申込書に添えなければ	指定管理者に提出する第 4 条の申込書に添え て教育委員会に申請しなければ
第 8 条第 2 項	第 5 条の承認書	指定管理者が交付する第 5 条の承認書
第 9 条第 1 項	第 1 号様式	第 1 号様式に準じて別に定める様式
	教育委員会	指定管理者
第 9 条第 2 項	教育委員会	指定管理者
	第 2 号様式	第 2 号様式に準じて別に定める様式
第 9 条第 3 項	教育委員会は、	教育委員会は、指定管理者が
第 13 条第 1 項	第 4 条の申込書	指定管理者に提出する第 4 条の申込書
第 14 条	教育委員会は、	教育委員会は、指定管理者が

(委任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

- 1 この規則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平塚市立見附台体育館使用に関する暫定条例施行規則(昭和 30 年平教委細則第 1 号)は、廃止する。

付 則(昭和 48 年 3 月 30 日教委規則第 10 号)

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 54 年 3 月 30 日教委規則第 6 号)

- 1 この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 54 年 4 月 3 日から同年 4 月 8 日までの学校運動場夜間照明施設の利用に限り、この規則による改正後の平塚市体育施設および学校運動場夜間照明施設の設置および管理等に関する条例施行規則第 4 条の規定の適用については、同条中「利用期日前 7 日まで」とあるのは、「利用期日の前日まで」とする。

附 則(昭和 60 年 6 月 29 日教委規則第 6 号)

この規則は、昭和 60 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 31 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 30 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 1 日教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 7 月 24 日教委規則第 11 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条を第 19 条とし、第 14 条の次に 4 条を加える改正規定(第 18 条を加える部分を除く。)、第 1 号様式の改正規定及び第 3 号様式の次に 1 様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 1 月 21 日教委規則第 2 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後の利用に係る使用料の減額又は免除から適用し、同日前の利用に係る使用料の減額又は免除については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 8 月 26 日教委規則第 7 号)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日教委規則第 8 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 1 月 24 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 20 日教委規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条第 1 項の改正規定(同項に 1 号を加える改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 12 条第 1 項第 9 号の規定は、平成 30 年 6 月 1 日以後の利用に係る使用料の減額から適用する。

附 則(令和 3 年 3 月 25 日教委規則第 5 号)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和 4 年 2 月 17 日教委規則第 4 号)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項、第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項及び第 14 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和 6 年 2 月 22 日教委規則第 1 号)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

体育施設の供用期間及び供用時間

1 平塚市立王御住運動広場

供用期間	供用時間
1月5日から12月27日までの日曜日、土曜日及び休日。	午前6時から午後6時まで。ただし、土曜日は、午後零時から午後6時までとする。

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下の表において同じ。

2 土沢野球場

供用期間	供用時間
1月5日から12月27日まで。ただし、毎週火曜日(当日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。	午前9時から午後5時まで

3 土沢多目的広場

供用期間	供用時間
1月5日から12月27日までの日曜日、土曜日及び休日。	午前9時から午後5時まで

4 平塚市立軟式庭球場

供用期間	供用時間
1月5日から12月27日まで。ただし、毎月第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日(当日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。	午前9時から午後5時まで。ただし、7月及び8月は、午前9時から午後7時までとする。

5 平塚市立桃浜町庭球場

供用期間	供用時間
1月5日から12月27日まで。ただし、毎週月曜日(当日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。	午前9時から午後5時まで

6 湘南ひらつかパークゴルフ場

供用期間	供用時間
1月5日から12月27日まで。ただし、毎週火曜日(当日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。	午前9時から午後5時まで。ただし、7月及び8月は、午前9時から午後6時までとする。

7 大神スポーツ広場

供用期間	供用時間
1月5日から12月27日まで	午前6時から午後6時まで

別表第 2 (第 4 条関係)

区分	申込期間
平塚市王御住運動広場の利用承認	利用期日の属する月の前月の 2 日から利用当日まで
土沢野球場の利用承認	同
土沢多目的広場の利用承認	同
平塚市軟式庭球場の利用承認	同
平塚市桃浜町庭球場の利用承認	同
大神スポーツ広場の利用承認	同
江陽中学校運動場夜間照明施設の利用承認	利用期日の属する月の前月の 2 日から利用期日前 7 日まで
太洋中学校運動場夜間照明施設の利用承認	同
浜岳中学校運動場夜間照明施設の利用承認	同
金目中学校運動場夜間照明施設の利用承認	同
大住中学校運動場夜間照明施設の利用承認	同
旭小学校運動場夜間照明施設の利用承認	同
真土小学校運動場夜間照明施設の利用承認	同
横内小学校運動場夜間照明施設の利用承認	同
八幡小学校運動場夜間照明施設の利用承認	同

第 1 号様式(第 4 条、第 6 条、第 9 条関係)

体育施設等利用 申 込 書・体育施設利用時間延長申込書
取 消 届

(提出先) 平塚市教育委員会			年 月 日
申請者 住 所 氏 名 電 話 連絡先 氏 名 電 話			
大会・行事名			
利 用 種 目		利用予定人数	人
利 用 施 設 等 内 訳			
最高入場料		円	円
処 理 欄			
還付料金振込先			

第2号様式(第5条、第6条、第9条関係)

体育施設等利用承認書・体育施設利用時間延長承認書
取消承認

年 月 日 指令番号 様 平塚市教育委員会 印		
大会・行事名		
利用種目		利用予定人数 人
利用施設等内訳		
最高入場料		円 円
処 理 欄		
還付料金振込先		
現金領収書 領収書番号 使用料 算出金額 減額 加算 充当 納入金額 上記のとおり領収しました。 年 月 日 平塚市出納員 印 現金取扱員		

第2号様式の2（第4条関係）

NO.

湘南ひらつかパークゴルフ場利用券

（1日券、1回券、団体券の別）（大人、小人、65歳以上の別）（ 人分）

年 月 日

当日限り有効

円

平塚市教育委員会

第 3 号様式(第 7 条関係)

体育施設等利用承認取消・停止通知書

年 月 日

次のとおり ☐取り消し ☐停止 する

平塚市教育委員会

印

申 込 人

住所(所在地)

氏名(代表者)

利用承認施設名

承認日時

取消し、停止の理由

使用料の還付

☐還付する ☐全部 _____ 円(還付については、別に通知します。)

☐一部 _____ 円

☐次の理由により還付しない

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

(提出先)

平塚市教育委員会

所在地.....

申請者 団体名.....

代表者氏名.....

平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例第 20 条第 2
項の規定により、 の指定管理者の指定を受けたいので申請します。